

Tax Indonesia / 2015 年 1 月 / 02 号

所得税年次申告書に関するワンストップ規定^{P1}/ 所得税年次申告書に関連するその他の重要事項^{P1}/
納税手続きに関するワンストップ規定^{P2}/ 付加価値税インボイスと同等な新しい種類の文書^{P2}/ 高級住宅にかかる付加価値税と高級品売上税^{P2}

TaxFlash



納税と申告に関して知っておくべきこと

A. 所得税年次申告書に関するワンストップ規定

所得税年次申告書(AITR)の準備期間が近づいているためインドネシア財務大臣は 2014 年 12 月 24 日付で所得税年次申告書に関する財務大臣規則 No.243/PMK.03/2014 (以下「財務大臣規則第 243 号」)を公布しました。財務大臣規則第 243 号は、その他の規則で既に規定されている条項を一元的に集約するワンストップ規定としての機能を担っています。

財務大臣規則第 243 号の公布により、所得税年次申告書を規定する 6 つの旧財務大臣規則が廃止となりましたが、財務大臣規則第 243 号に明記されている条項は、廃止された旧規則との一貫性が保たれています。

B. 所得税年次申告書に関連するその他の重要事項

インドネシア国税総局(DGT)は、国税総局下の税務署の所得税年次申告書の受領および処理を規定する規則 No.PER-29/PJ/2014 (以下「国税総局規則第 29 号」)および通達 No.SE-43/PJ/2014 (以下「国税総局通達第 43 号」)を公布しました。両者はともに 2015 年 1 月 1 日を発効日としています。

国税総局規則第 29 号および国税総局通達第 43 号の特筆すべき点は、法人税申告書(CITR)はそのステータスに関わらずドロップボックスによる提出はできないことです。法人税申告書は納税者が登記した税務署または政府により規定されたその他のチャネル(即ち書留郵便および e-Filing)を通して提出されなければなりません。

国税総局規則第 29 号は、政府規則 No.46/2013(政府規則 2013 年第 46 号)下のファイナルタックスの条件下に置かれる納税者に適用される特定の条項を規定しています。具体的には当該納税者の所得税年次申告書の添付書について、ファイナルタックスの計算および納付を済ませ、必要な項目全てに記入することを要求しています。

C. 納税手続きに関するワンストップ規定

財務大臣は 2014 年 12 月 24 日付で、納税手続きを規定する財務大臣規則 No.242/PMK.03/2014 (以下「財務大臣規則第 242 号」)を公布しました。上記の財務大臣規則第 243 号 A の記載と同様に、財務大臣規則第 242 号はその他の規則に含まれる条項を集約し、6 つの旧財務大臣規則を廃止するワンストップ規定としての機能を担っています。

財務大臣規則第 242 号は以下の新条項を規定しています。

- 納税期限を 2 ヶ月延期にできる(従来は延期は 1 ヶ月まで)納税者の年間売上高の上限は、個人事業主及び小企業の場合 6 億ルピアから 48 億ルピアへ、企業の場合 9 億ルピアから 48 億ルピアへ変更する。
- 林業・農業・鉱業を対象とする土地・建物税について納税の分割または延期に関する条項を盛込む。
- 2008 年度以降について、税務調査結果の最終検討会議にて合意に至っていない全ての課税額は、異議申立てがない場合、支払過少税務査定書 (*Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar/SKPKB*) または追加の支払過少税務査定書 (*Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan/SKPKBT*) の発行から 1 ヶ月以内に支払われなければならない。
- 以下の場合、税額の振替(オーバーブッキング)はできなくなった。
 - 付加価値税(VAT)法第 9 条(8)下において、信用力の無い付加価値税インボイスとして扱われる特定文書による振替
 - 付加価値税インボイスに相当するものとして扱われる特定文書による振替
 - 刻印機(*mesin teraan*)を使用して支払われた印紙税による振替
- 事業を停止した支店による振替は本社にて実施する。
- 合併後の振替は、存続事業体、新規事業体、または合併事業体にて実施する。

付加価値税の新規定

A. 付加価値税インボイスと同等な新しい種類の文書

2014 年 12 月 30 日、インドネシア国税総局は付加価値税インボイスと同等であると認められる文書のリストを再度拡充するために、付加価値税インボイスと同等の文書について規定する規則 No.PER-33/PJ/2014 (国税総局規則第 33 号)を公布しました。これにより、競売人を通じた課税品の配送時における付加価値税の納付書について、競売記録が添付されることを条件に当該納付書が付加価値税インボイスと同等であると認められることとなりました。

B. 高級住宅にかかる付加価値税と高級品売上税

高級住宅に係る課税措置の画一的な実施を目的として、国税総局は 2014 年 12 月 30 日付で高級住宅にかかる付加価値税と高級品売上税(LST)の関連書類に対する指針を規定する通達 No.SE-45/PJ/2014 (以下「国税総局通達第 45 号」)を公布しました。

国税総局通達第 45 号は、高級住宅にかかる付加価値税と高級品売上税を決定する以下の要件を確認するものです。

- 不動産の規模を特定する根拠文書には、敷地図、法的に有効な契約 (*Perjanjian Perikatan Jual Beli* / 以下「PPJB」) および売却・購入の権利書 (*Akta Jual Beli* / 以下「AJB」) が含まれること。
- 売却価格を計算する根拠文書には、支払明細書、PPJB および AJB が含まれること。

- ローンおよび法務費等その他の費用は、合意済みの売却価格にその詳細が明記されていない限り、売却価格の一部から除外する。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等がございましたら、お気軽に PwC の貴社担当者までご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Michelle Mianova
michelle.mianova@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Paul Raman
paul.raman@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.